



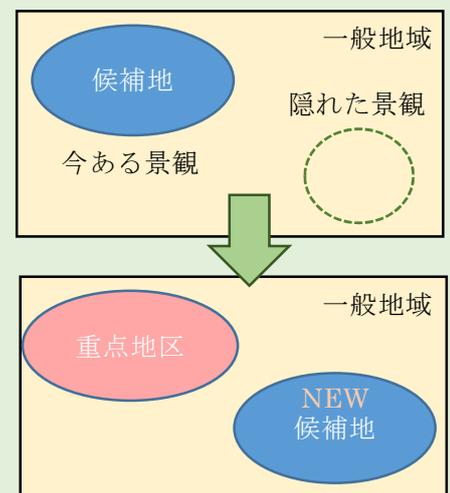
南九州市景観形成ガイドライン（概要版）

○南九州市景観形成ガイドラインは、建築物や工作物、再生可能エネルギー施設の設置、開発などの行為について、景観への配慮のポイントや活用方法等を具体的にとりまとめた、景観形成の指針です。
 今回の概要版では、ガイドラインを一部抜粋して紹介します。

南九州市景観計画の方針

南九州市では、市民の皆様と協力しながら、一般地域から、守るべき景観を発掘し、段階的に景観形成重点地区に指定するために、地域景観計画の策定を目指します。これにより、南九州市の特色ある景観を育てていこうと考えています。

- 景観形成重点地区・・・景観についての個別計画を定めた地域。
- 景観形成重点地区候補地・・・景観形成重点地区を目指す地域。
- 一般地域・・・上2つの地域を除いた市内の地域。



1. 景観形成基準の設定区域

南九州市らしい景観形成を推進するため、市内を山林・田園・市街地・海岸・河川のゾーンに区分し、それぞれに対応した景観形成基準を設定しています。



ゾーン区分のイメージ

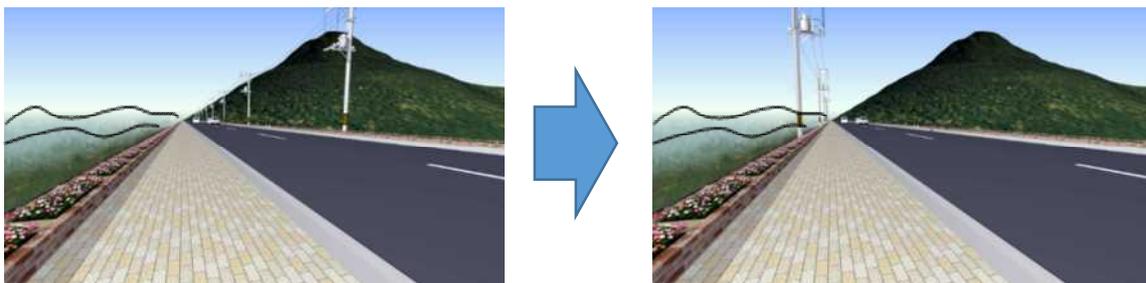
2. 建築物・工作物の新築, 増築, 改築等

(1)届出の規模・要件

種 別	行為の種類	対象とする行為の規模	
建築物	新築, 増築, 改築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積 500 m²を超えるもの 高さ 13m を超えるもの, もしくは 3階以上の建物 	
工作物 (再生可能エネルギー施設を除く)	新築, 増築, 改築又は移転	煙突	高さ 6m を超えるもの
		鉄柱, 木柱等	高さ 15m を超えるもの
		広告塔, 記念塔等	高さ 4m を超えるもの
		高架水槽・物見塔等	高さ 8m を超えるもの
		擁壁	高さ 2m を超えるもの
	製造施設, 貯蔵施設, 遊戯施設, 自動車車庫, 汚物処理場, ごみ焼却場等	高さ 8m を超えるもの	
上記要件を満たすもの	外観の変更を伴う修繕, 模様替え, 色彩の変更	全体見附面積の 1/2 以上のもの	

(2)建築物・工作物の配置・規模・高さ

基準 地域の景観を特徴づけている山, 茶畑, 田畑や海, 河川等の眺めと調和した配置・規模とするよう努めること。



背景となる山並み景観に配慮した電柱の配置

基準 背景となる山並みや丘陵地及び田園から突出しない高さとなるよう努めること。

(補足) 防災上, やむを得ない工作物等はその機能を発揮する高さとしします。



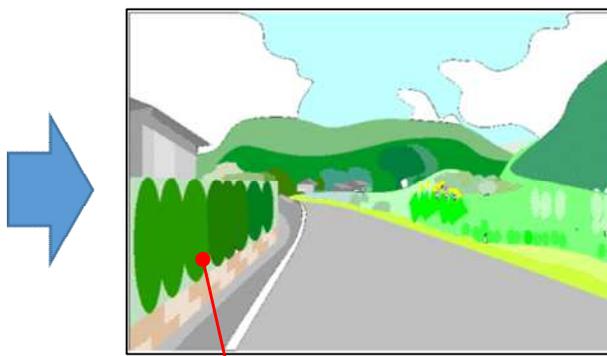
山並みを分断しない高さ



開聞岳の眺望景観を保全する高さ・配置

(3)建築物・工作物の屋外設備

- 基準**
- ・屋外階段は, 建築物本体と調和を図るように努めること。
 - ・室外機や高架水槽等の建築設備は, 道路など公共の場から見えない位置への設置に努め, やむを得ず設置する場合は, 覆うか色彩の工夫に努めること。
 - ・配管やダクト等は, 道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう努めること。やむを得ず露出する場合は, 壁面と同一の色調とするなど目立たないよう努めること。



石垣や緑化による目隠し

(4)建築物・工作物の色彩

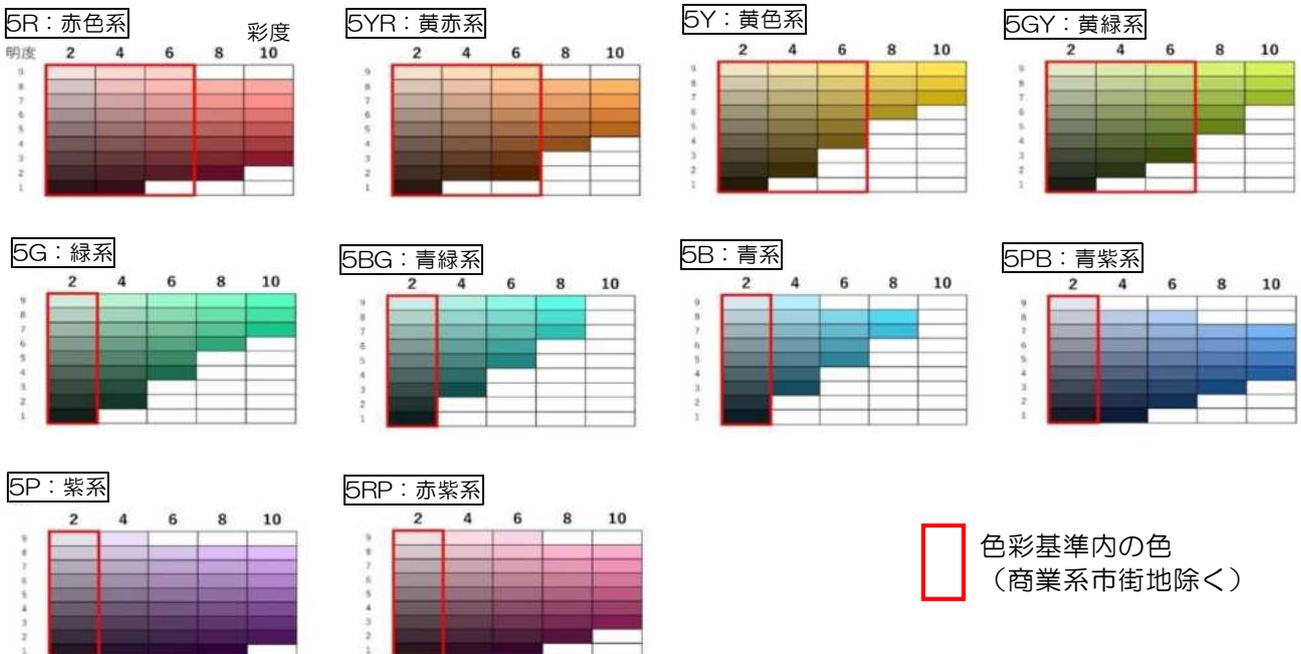
・建築物・工作物の色彩は, 良好な景観形成を図る上で配慮すべき重要な事項です。
南九州市景観計画で, 山林, 田園, 海岸及び市街地, それぞれにおいて基準を定めています。

- 基準**
- ・壁や屋根における高彩度の色や, 色の多用は避ける。
 - ・周囲が田園・山地等の自然景観である場合は, 高明度の色は避ける。
 - ・地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし, 突出した印象の色彩を避ける。

色彩基準 (景観形成重点地区を除く)

	山林	田園	海岸	市街地	
				住居系市街地	商業系市街地
建築物 工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ R (赤), YR (オレンジ), Y (黄), GY 系 (黄緑) の色相を使用する場合は彩度 6 以下 ・ その他の色相・・・彩度 2 以下 ・ アクセント色としての高彩度色は, 建築物又は工作物の, 全面見付面積の 20%以内の使用が可能 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の景観と調和した色彩・意匠とし, 高彩度色の使用はなるべく避ける ・ 色の使用数は可能な限り少なくする 	

主要 10 色相の明度と彩度/マンセル表色系



色彩基準内の色
(商業系市街地除く)

(5) 建築物・工作物の外構

基準 屋根なしの立体駐車場, 駐輪場, ごみ集積所等は, 公共の場からできる限り見えないような設置に努めること。やむを得ず設置する場合は, 建築物と同様の形態・意匠, 素材による遮へいや周囲の緑化等に努めること。

- ・ 駐車場, 駐輪場, ごみ集積所等は, 道路からの後退による, 見えにくい配置や舗装・縁石等の素材と色彩, 緑化等による遮蔽等に努めるものとします。また, やむを得ず建屋を設置する場合は, 石垣や板塀, 自然色に近いフェンスの設置等, 構造や色彩の工夫に努めるものとします。
- ・ さらに, 緑化方法としては, 生垣・竹垣, 高中木の併用, 景石等との組み合わせ等, 景観の向上を図る工夫をするものとします。



植栽の背後に配置した例



色彩にも配慮した例

基準 道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は, 閉鎖的な塀・擁壁を避け, 植栽, 透過性のもの, 自然素材のもの等を用いるよう努めること。

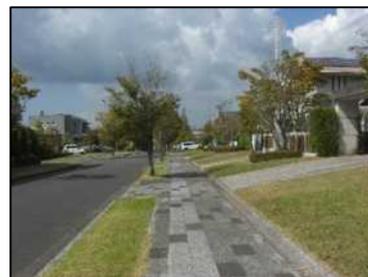
- ・ 人の高さよりも高いコンクリート壁やブロック塀は, 通行の際に圧迫感を与えます。このような閉鎖的な塀・擁壁は, ゆとりある景観形成上, 避けるよう努めるものとします。それを避ける植栽方法や透過性のもの, 自然素材のものは以下のようなものが考えられます。

【植栽方法】

- 道路より芝生等で後退した建物や庭園の設置
- 生垣, 竹垣で余り高くないもの
- 道路に面した低い石垣や景石等との組み合わせ

【透過性のあるもの】

- 透過性のある板塀
- 透過性のあるフェンス, 色彩に配慮したもの
- 華美なデザイン, 色彩でないフェンス
- 基礎は, 余り目に留まらない構造とするか石材等自然素材を活用したもの



道路と建物の間を広めにとり, ゆとりある空間を確保している事例

3. 再生可能エネルギー施設の新築, 増築, 改築等

(1)届出の規模・要件

種 別	行為の種類	対象とする行為の規模
工作物	新築, 増築, 改築又は移転	太陽電池発電設備・・・出力 10 kw 以上かつ面積 1000 m ² 以上
		風力発電設備・・・出力 20kW 以上

(2)太陽光発電設備の景観形成基準

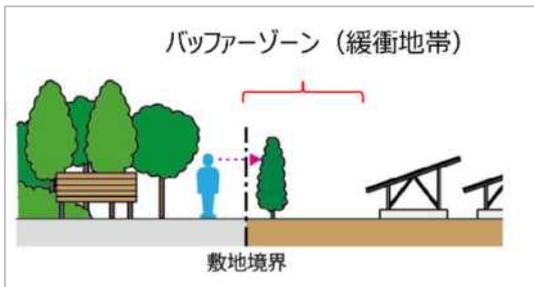
基準 景観上, 主要な眺望点から視認できる場合には, 分散配置し, 人工物の存在感を軽減させるよう努めること。

- ・ 存在感を軽減する方法としては, 外周や中間地では, 緑化や塀等でパネルや架台を直接見せないようにすることが考えられます。

(写真右: 大野岳展望台から見える太陽光発電パネル)



基準 道路沿いや民家等, 公共の場から望見できる場所に設置する場合には, 通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス(不透過性のもの等)等で目隠しを行い, 威圧感や存在感を軽減できるよう努めること。



敷地境界部から距離をとって太陽光パネルを配置し, 境界部に植栽した例 ※1

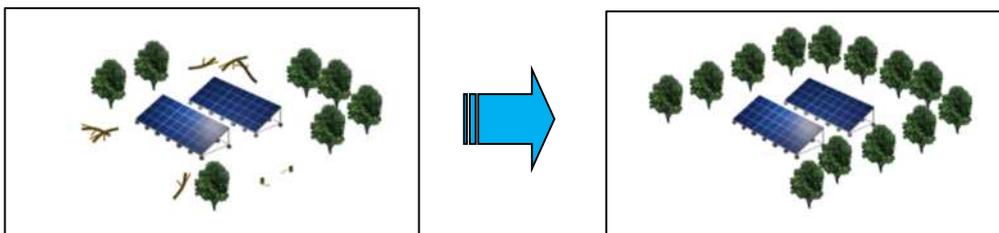


緑化等による太陽光発電施設の遮蔽

(※1 出典「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(環境省) 令和2年3月)

基準 太陽光発電施設および敷地内は, 定期的に保守点検を行い, 経年劣化による景観悪化を防止する等, 適切な維持管理に努めること。

- ・ 草木が生い茂る期間は重点的に雑草の処理をするなど, 周辺景観への影響に配慮するものとします。



枯損木の撤去や植栽の更新による景観悪化の防止

4. 木竹の伐採又は植栽

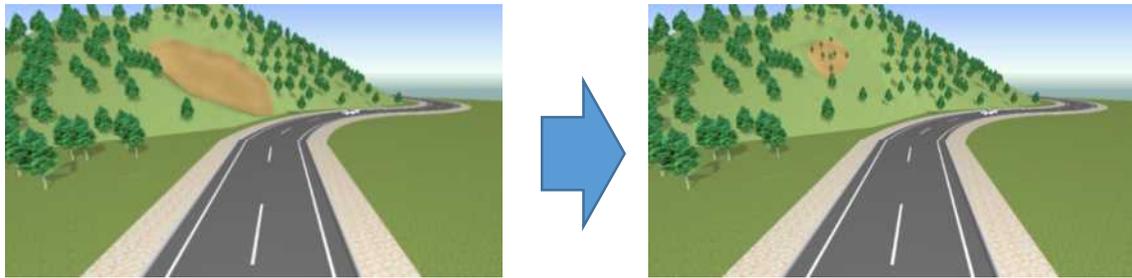
(1)届出の規模・要件

種別	行為の種類	対象とする行為の規模
木竹の伐採	木竹の伐採	地域森林計画の対象となっている森林で3,000㎡以上の伐採

(2)景観形成基準

基準 道路や視点場などの公共の場から見える山林の伐採は、できる限り避けるよう努めること。止むを得ず伐採する場合は、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐採の位置や方法の工夫に努めること。

- 伐採をする際には、例えば重要な視点場から見えにくいところを選び、適度な間伐で歯抜けにならないよう努めるものとします。



伐採面積の縮小

基準 伐採後は植林し、山林を育成するとともに、作業道は災害を引き起こさないよう努めること。



伐採後の山林の育成が必要

基準 松林等海岸・河川景観を形成している樹林の伐採はできるだけ避けるよう努めること。伐採後は、植林し、景観の保全に努めること。

- 海岸や河川の沿線においては、山林の伐採に伴う河川景観の崩壊も考えられることから、貴重な自然護岸や自然林の保全に努めましょう。



瀬平自然公園から望む開間岳



岩屋公園万之瀬川沿いの桜並木

5. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

(1)届出の規模・要件

種 別	行為の種類	対象とする行為の規模
屋外における物件の堆積	土石、廃棄物、再生資源等の堆積	当該行為に係る土地の面積が 500 m ² 以上で堆積高さが 3m 以上かつ仮置きを含む堆積期間がおおむね 3 か月以上にわたるもの

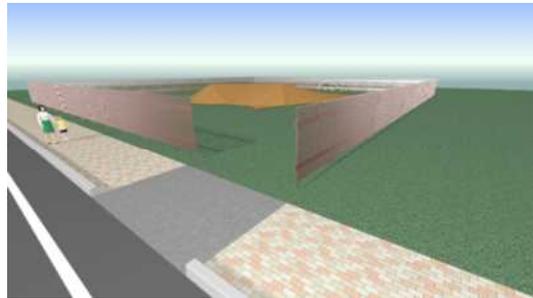
(2)景観形成基準

- 基準**
- ・道路等の公共の場から堆積物が目立たないように、位置の工夫に努めること。
 - ・堆積の高さをできる限り抑え、植栽や塀による目隠しを行う等の工夫に努めること。

・敷地内に建築物等がある場合は、できる限りその背面に堆積し、道路等の公共空間から直接見えないよう努めるものとします。



土砂置き場の緑化の例



堆積を低くして、木の塀で囲った例

6. その他の必要な届出行為や景観形成基準

ガイドラインには、以下の項目も詳しく解説しています。

- ◆開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更、土石の採取等
- ◆屋外広告物に関する行為の制限
- ◆眺望景観保全ガイドライン
- ◆植栽による景観形成
- ◆石橋の保全による景観形成

各項目の詳細な内容については、ガイドライン本編をご覧ください。
本編はホームページに掲載しております。

お問い合わせ・ご相談は、以下までお願いいたします。

【お問い合わせ】

南九州市役所 都市政策課 都市計画係

☎0993-83-2511（代表）

内線 2311・2312